

# 東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 岩崎 友一

## 1 日時

令和7年10月9日（木曜日）

午前10時2分開会、午前10時41分散会

## 2 場所

特別委員会室

## 3 出席委員

岩崎友一委員長、柳村一副委員長、佐々木茂光委員、神崎浩之委員、佐々木朋和委員、川村伸浩委員、福井せいじ委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、高橋穏至委員、高橋こうすけ委員、はぎの幸弘委員、鈴木あきこ委員、松本雄士委員、村上秀紀委員、菅原亮太委員、佐々木順一委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋はじめ委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、佐藤ケイ子委員、千葉秀幸委員、大久保隆規委員、畠山茂委員、飯澤匡委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、工藤剛委員、村上貢一委員、中平均委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、千葉盛委員、斎藤信委員、高田一郎委員、木村幸弘委員、小林正信委員、田中辰也委員

## 4 欠席委員

千葉伝委員、菅野ひろのり委員、上原康樹委員、工藤大輔委員

## 5 事務局職員

藤原事務局次長、柳原議事調査課総括課長、嵯峨政策調査課長、加藤主任主査、門脇主任主査、高橋主査、久保田主査、八幡主事

## 6 説明のために出席した者

大畠復興防災部長、北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長、戸田復興防災部副部長兼消防安全課総括課長、昆野復興推進課総括課長、久保防災課総括課長、藤川復興くらし再建課総括課長、太田復興くらし再建課被災者生活再建課長、石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長、菊池政策企画課特命参事兼政策課長兼平ふるさと振興企画室企画課長、森県北・沿岸振興室県北・沿岸振興課長、佐々木技術参事兼河川課総括課長、石川県土整備企画室企画課長、刈谷建築住宅課総括課長、荒井保健福祉企画室企画課長、草木地域福祉課総括課長、佐々木障がい保健福祉課総括課長、吉田環境生活企画室企画課長、畠山観光・プロモーション室長、齋藤商企画室企画課長、菅原経営支援課総括課長、田澤産業経済交流課総括課長、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、

工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、坂田農林水産企画室技術特命参事兼企画課長、  
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、黒澤教育企画室教育企画推進監兼服務管理監、  
伊藤学校教育室学校教育企画監

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について
- (2) 中間報告について
- (3) その他

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

千葉伝委員、上原康樹委員、工藤大輔委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、執行部から説明願います。

○大畠復興防災部長 冒頭に、私から簡潔に取り組み状況について御説明をさせていただきます。

東日本大震災津波から14年半が経過いたしました。これまで国内外から多くの御支援をいただきながら、一日も早い復興を目指し、復興道路や災害公営住宅の整備、商業施設や水産加工施設の再開支援などに取り組んでまいりました。ハード面では、計画された事業の多くが完了しております。一方、沿岸市町村におきましては、被災者のこころのケアや水産業の再生など、中長期的に取り組むべき課題が残されております。

こうした中、本年6月に見直しが行われた国の復興の基本方針では、これらの中長期的な課題に対する支援の継続が明記されたところであり、これまで強く訴えてきた本県の働きかけに応えていただいたものと考えております。今後も市町村と連携しながら、残された課題に適切に対応していくよう、必要な取り組みを推進してまいります。

震災の伝承と発信につきましては、本年9月に東日本大震災津波伝承館の来館者数が130万人を超える、また教育旅行等の誘致や三陸地域の周遊につながるよう、各地の震災伝承施設、団体と連携した一層の情報発信に取り組んでいるところであります。今後も未来的のための伝承・発信に積極的に取り組んでまいります。

本日は、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況につきまして、当部北島副部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長 それでは、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、3点説明いたします。

内容ですが、一つ目としていわて復興レポート2025の概要について、二つ目として国の復興の基本方針の見直しについて、三つ目としていわての学び希望基金の対象事業の拡大について、一括して説明いたします。

初めに、いわて復興レポート2025についてですが、資料として概要版とレポート本体を配付していますが、本日は概要版により説明いたします。資料1—1をお願いします。いわて復興レポート2025は、これまでの復興の取り組み状況とともに、その実績と課題を取りまとめ、先月開催した県の復興委員会の委員の皆様からの御意見も踏まえて作成したものであり、今月中に公表を予定しています。

それでは、1の事業進捗・県民意識から見た復興の状況の(1)、復興推進プランの進捗状況についてですが、第2期復興推進プランでは、再掲を含む126指標のうち、進捗率が80%以上の指標は99指標、78.6%となりました。各指標の状況は、本体の92ページ以降に掲載しています。

次に、(2)の復興に関する意識調査ですが、令和7年調査において沿岸部の回答者のうち、復旧・復興が進んでいる、またはやや進んでいると感じる方の割合は、前回から1.2ポイント減少したものの、7割を超える水準を維持しています。

(3)の復興ウォッチャー調査ですが、被災者の生活の回復度では、回復したと実感している割合が減少していますが、その理由として人口減少や物価高騰の課題を挙げる声がありましたところです。一方、地域経済の回復度では、回復したと実感している割合が増加しています。

2ページをお願いします。2のこれまでの主な取り組みについて、復興の4本の柱ごとに説明いたします。Iの安全の確保では、津波防災施設などのハード整備はほぼ完了し、ソフト面である住民の防災意識の醸成等に取り組んでまいりました。令和6年度の取り組みでは、広域防災拠点施設について、新たに沿岸部で12施設、内陸部で8施設を広域防災拠点に位置づけ、計47施設となっています。

次に、IIの暮らしの再建では、被災者一人一人に寄り添ったこころのケアや復興教育、コミュニティーの形成支援等に取り組んでまいりました。

3ページをお願いします。IIIのなりわいの再生のうち、1の水産業・農林業では、ハーフ面の復旧整備は完了し、販路拡大等にも取り組んできたところであり、令和6年度には水産加工業者が他の企業と連携して新たな事業展開を行うための補助金を新設し、6事業を採択したところです。

2の商工業では、施設・設備の復旧支援等に取り組み、被災事業者の事業再開が進んだものの、その後の物価高騰、主要魚種の不漁など、厳しい経営環境により、令和7年2月時点での営業継続・営業再開した事業者の割合は65.8%となっています。

3の観光では、観光キャンペーンの展開、教育旅行の誘致等に取り組み、三陸地域の観光入り込み客数は一時コロナ禍で大きく落ち込んだものの、令和6年には震災前の97.2%まで回復しています。

次に、IVの未来のための伝承・発信では、東日本大震災津波伝承館へ多くの方々に御来館いただき、本年9月には来館者数が130万人を達成したところです。令和6年度には、新たなウェブサイト、IWATE TSUTAERUを公開し、県内の伝承施設や体験プログラムを広く紹介するなど、教育旅行等での利活用を促進しています。

4ページをお願いします。3の主な課題・取り組み方向について説明いたします。まず、安全の確保の1の防災のまちづくりでは、一つ目の丸、津波防災施設の整備や、その下の丸、防災体制の強化に向け、多重防災型まちづくりや防災・減災体制の整備などを推進していきます。

三つ目の丸、移転元地の利活用では、地方創生施策を初めとする国の支援策等を活用した市町村の取り組みを支援していきます。

続いて、暮らしの再建のうち、1の生活・雇用では、いわて被災者支援センターにおいて、被災者一人一人の状況に応じた生活再建を支援していきます。

2の保健・医療・福祉では、岩手県こころのケアセンターへの相談件数がいまだ年間1万件を超えており、被災者に寄り添った支援を継続していきます。

3の教育・文化・スポーツでは、教育委員会の調査によると、サポートが必要な児童生徒の割合は沿岸部が内陸部より高い傾向にあることから、スクールカウンセラー等の配置を継続していきます。

5ページをお願いします。なりわいの再生のうち、1の水産業・農林業では、岩手県水産業リボーン宣言に基づく三つの柱を中心とした取り組みや、いわて水産アカデミーでの就業支援、新規就業者の受け入れ態勢の強化に取り組んでいきます。

2の商工業では、グループ補助金等活用事業者へのフォローアップや、沿岸地域の補助率をかさ上げした県の企業立地促進補助金の活用による沿岸市町村の企業誘致を支援します。

次に、未来のための伝承・発信のうち、1の事実・教訓の伝承では、伝承館を拠点として県内の震災伝承施設等を巡る機会の創出や、それぞれの震災伝承施設や地域と連携した防災教育にも取り組んでいきます。

2の復興情報発信では、東日本大震災津波を語り継ぐ日条例の趣旨を広く普及しながら、よりよい復興に取り組む三陸の姿を広く国内外に発信していきます。

以上で復興レポート2025の説明を終わります。

次に、資料2をお願いします。本年6月20日に閣議決定された第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針について説明いたします。まず、基本方針の前文では、令和8年度から5年間を第3期復興・創生期間とし、引き続き現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら取り組んでいくとしています。

次に、各分野における取り組みのうち、下段にあるイの原子力災害地域では、本県に関する部分を抜粋しておりますが、①のALPS処理水では二つ目の矢印、廃炉及びALPS処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいくとされて

います。

2ページをお願いします。③の農林水産業の再建では、一つ目の矢印、原木シイタケ等の産地再生に向けた取り組みを進めるとされています。

次に、ウの地震・津波被災地域では、主に岩手県と宮城県を対象とした記載となっており、②の心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援では、第2期復興・創生期間後も復興施策以外の政府全体の施策への移行により対応するとともに、真に必要な範囲で復興施策による対応も行うとされています。

3ページをお願いします。③の住まいとまちの復興では、三つ目の矢印、土地活用ハンズオン支援は令和7年度で終了するものの、8年度以降は市町村等へのノウハウの継承のほか、事例紹介や助言等を行うとされています。

④の産業・生業では、一番下の矢印、水産業について水揚げや水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援していくとされています。

⑤の地方単独事業等では、震災復興特別交付税などについて、真に必要な範囲で復興施策により対応するとされています。

⑥の地方創生との連携強化では、一番下の矢印、復興の取り組みと地方創生施策の連携の充実、強化を図るとされています。

4ページをお願いします。復興の推進体制等のうち、②の復旧・復興事業の財源等では、二つ目の矢印、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1.9兆円程度と見込まれています。記載はございませんが、このうち岩手県、宮城県の事業規模はそれぞれ0.1兆円程度とされています。

④の組織では、二つ目の矢印、地震・津波被災地域について、必要な体制を復興庁内に整備するとされています。その後、下の点線枠囲みのとおり復興庁から発表があり、岩手県と宮城県については、岩手・宮城復興局から本庁が直接支援する体制に移行するとされたところです。

以上、国の復興の基本方針について説明いたしました。

令和8年度以降の個別事業の具体的な内容については、各省庁において調整が進められ、提示されるものと考えております。県としては、その状況を隨時確認しながら、必要に応じ、国に対し予算の確保などを求めていくとともに、市町村と連携しながら残された課題への対応を進めてまいります。

最後に、いわての学び希望基金対象事業の拡大について説明いたします。資料3をお願いします。これまでに100億円を超える御寄附をいただき、これを基金に積み立て、遺児、孤児を初めとする沿岸地域の子供たちに対し、(4)に掲げる奨学金や教科書購入費の給付などの支援に63億円余を活用してきました。

2ページをお願いします。2の対象事業の拡大の趣旨ですが、震災から14年が経過し、子供たちを取り巻く環境変化に柔軟に対応できるよう、現在、新たな支援事業への基金充當について検討を進めています。

3の検討の経過ですが、多額の御寄附をいただいた方、継続して御寄附をいただいている方を対象に御意見を伺ったところです。

4の意見聴取の結果ですが、(1)の沿岸部の子供たちへの支援事業の拡大については、こころのケアなど子供たちへの直接的な支援に基金を充当してもよいという意見を多くいただいたところです。

(2)の内陸部の子供たちを支援対象とすることについてもおおむね賛同をいただいており、対象事業として震災伝承・通学費補助・こころのケアに基金を充当してもよいという意見をいただいたところです。

また、(3)のその他の意見として、県の一般財源で負担すべき費用には基金を用いないようにしてほしいなどの意見をいただいたところです。

3ページをお願いします。5の検討結果の(1)、(2)でありますが、寄附者からおおむね半数以上の賛同を得られた事業については新たに基金充当対象とし、一般財源の振替に該当するような事業については対象外とすることを考えています。

(3)の事業別一覧には、個別事業の基金充当の可否を整理しています。まず、アの現行において基金を充当している事業については、今後も継続して基金を充当してまいります。

次に、イのその他の事業について、上段の沿岸部の子供たちへの支援では、震災伝承と通学費補助について今後も継続して基金を充当することとし、その右の三つの事業、こころのケア、教育設備の充実、教育環境の充実について、新たに基金を充当したいと考えています。

次に、下段の内陸部の子供たちへの支援では、一番左の震災伝承・発信について新たに基金を充当したいと考えています。その右の通学費補助、こころのケアについては、寄附者から一定の賛同があったところですが、既に国的一般施策により措置されていることから対象外としています。さらに右の教育設備の充実及び教育環境の充実については、寄附者の賛同が少なかったことから対象外としています。

4ページには、現在の基金条例を掲載しています。今後対象事業の拡大に対応できるよう、条例改正案を12月議会に提出し、令和8年度当初予算案に拡充事業を盛り込めるよう準備を進めていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 ただいま説明がありました東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、質疑、意見等はございますでしょうか。

○大久保隆規委員 去る7月30日、カムチャツカ半島付近を震源とする地震が発生したことに伴いまして津波警報が発令されました。その際、水門の開閉が当然行われまして、一部宮古湾における話は、過日の一般質問で畠山茂議員も取り上げた経緯がございます。私からは、この7月30日のカムチャツカ半島地震において、管理されているこの水門の開閉等々、不具合や不備がなかったのかどうか、その点をまずは確認させていただきたいと思います。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 水門・陸閘自動閉鎖システムの閉鎖状況についてでございますが、水門・陸閘自動閉鎖システムにつきましては平成 29 年に運用を開始し、令和 4 年のトンガ諸島付近の海底火山噴火による津波以来、2 回目の稼働となったところでございます。現在本システムで運用している水門、陸閘は 213 力所ありますが、1 回目と同様、運用中の水門、陸閘は全て計画どおり閉鎖したところでございます。

また、津波注意報、警報発表時には、沿岸公所や県庁において災害特別警戒本部や災害対策本部が設置され、本システムや監視カメラにより各施設の閉鎖状況の確認を行い、安全の確保を図ったところでございます。

○大久保隆規委員 私はこのシステムは、大変画期的ですばらしいシステムだと思っております。さきの震災のときまでは、それぞれの水門が主に地元の消防団に割り振られて、警報が発令されると消防団が出動して、それを閉鎖してから避難誘導等々に当たるということが繰り返されてきておりまして、東日本大震災津波のときはそういう中で津波に対して逆に団員が向かっていく形になりました、多くの犠牲になられた方が出たわけです。改めてその貴い犠牲に、本当に哀悼の意を表したいと思思いますけれども、そういう経験を踏まえて非常に画期的なシステムだと思っております。安心と安全をもたらしている非常に重要なシステムです。

ただ、そうは申しましても、機械ですから、いわゆる通年の経過の中で故障したり、少し不具合が発生したりということも想像されるわけです。日ごろのそういったところの確認も今後ともしっかりとしていただきながら、一朝事があったときに一つも水門が動かなかつたと、その結果、そこで被害が出たということを避けていただきたいと思っておりますので、引き続きこのシステムに関する運用に関して、万全を期していただきますようお願い申し上げたいと思います。

次に、来年の 3 月 11 日が東日本大震災津波の発生からちょうど 15 年という年数に当たるわけでございます。この 15 年という一つの節目を来年の 3 月 11 日に迎えることに関して、県として何かしらのことを検討されていらっしゃるのかどうか、もし検討していれば教えていただきたいと思います。

○昆野復興推進課総括課長 東日本大震災津波から 15 年の節目を迎えることについてでありますが、県では県民を挙げて犠牲となられた方々を慰霊、追悼するため、毎年追悼式を開催しているところでありますが、犠牲となった方々に哀悼の意をささげ、ふるさとへの思いを継承することは、誰一人として取り残さないという理念のもとで復興を進めいくためにも大切な取り組みと認識しております。

現時点では、こうした考え方や東日本大震災津波を語り継ぐ日条例の趣旨を踏まえまして、震災から 15 年を迎える来年 3 月 11 日にも追悼式を開催する考えであり、現在市町村の御意見を伺いながら、その内容について検討を進めているところでございます。

また、そのほかの伝承・発信の取り組みとして、多様な主体が復興について学ぶいわて復興未来塾、東京都と被災 4 県が都内で開催する風化防止イベント、復興状況や支援への

感謝を発信する県外向けテレビ番組などを実施しておりますが、今後これらの取り組みの中で、15年の節目として復興の軌跡やメッセージなどを発信していくことを検討しております。

引き続き震災の事実と教訓を忘れることなく、次の世代へ語り継いでいく取り組みを行ってまいります。

○大久保隆規委員 15年という区切りと申しますか、節目を迎えることでございますので、引き続いいろいろ御支援、お取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、先ほど御説明がございましたように、岩手復興局が今年度をもって本庁に移管されることになります。来年度から岩手復興局が現地からはなくなつて、本庁からの御支援になっていくわけでございます。そういうことで、ややもすると、復興はもう終わったのだと、これからは普通に取り組んでいくのだといった印象に沿岸地域の住民の方々に取られかねない、いわゆる復興の支援が先細りになるのではないかといった心配だつたり、懸念だつたりを、一部感じている方々もいらっしゃると思うのです。決して中身はそうではないのでございますけれども、沿岸被災地へのそういった混乱が生じないようにお取り組みをお願いしたいと思っているわけですが、その辺はどのような感じなのでしょうか。

○昆野復興推進課総括課長 復興庁の組織と、震災の課題への対応についてでございます。岩手復興局におきましては、平成24年2月の設置以降、被災自治体から国への要望の窓口機能や交付金申請の支援など、被災地に寄り添ったきめ細やかな支援によりまして、本県の復興の推進に大きく貢献いただいたと考えております。今般岩手、宮城復興局については、復興庁本庁が直接支援する体制に移行することが示されました。新たな組織におきましては支援担当となる参事官を新設するなど、中長期的課題について政府全体の施策の活用、支援を図るための体制強化を行うとされております。また、国の復興の基本方針におきましても、こころのケア等の被災者支援や水産業の再生など、本県が抱える中長期的課題についての支援の継続が示されたところであります。

県としましても、復興庁本庁と被災自治体が相互に復興の現状や課題を共有し、連携を深めながら復興施策を推進することができるよう、意見交換等の機会を設けることを国に要望しているところであります。引き続き復興庁と緊密に連携して、さまざまな支援策を有効に活用し、残された課題に適切に対応してまいります。

○大久保隆規委員 この震災を経て、沿岸地域は人口が約25%減っています。それ以外の県内は、約9%台の人口減少ですから、他の地域と比べて実に2.5倍の人口が減少してしまっているのが被災地の実情です。そういった中、主要魚種の不漁——ことしのサンマはある程度の回復が出ているとはいっても、本当に頼みの基幹産業、水産業の不振もありまして、沿岸地域の各自治体の経済環境は、極めて厳しい現実に直面しております。

新たな復興庁本庁の参事官というポストの新設もありますので、そういった方々と今後とも緊密に連携していただきまして、復興はまだまだ道半ばでございますので、岩手復興局がなくなったとしても、引き続き現地に不安なく復興に向かって取り組んでいただける

よう、県といたしまして今後ともお取り組みいただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○佐々木朋和委員 資料2の第2期復興・創生期間以降の復興の基本方針についてなですけれども、原木林の再生、あるいは原木シイタケの産地再生について言及はされておりますが、これについては福島県等に限定されることなく、岩手県のような重点調査区域であったところも含まれていく方向性なのでしょうか。特に今、原木林の再生については、福島県とそれ以外のところで賠償の仕方についても差があると思っているのですけれども、原木林の再生についても、重点調査地域についても国として行っていく方針であるのか伺いたいと思います。

○坂田農林水産企画室技術特命参事兼企画課長 原木シイタケの関係の御質問とお聞きしております。国の原木林再生に向けた方針については、本年6月20日に閣議決定されました第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針において取り組みを進めるとされておりまして、国ではこれに基づき、令和8年度以降も本県も含む原木林の再生に取り組んでいくとお聞きしております。

また、原木林の再生に関する知見につきまして、昨年度、御質問をいただいたと記憶していますが、平成30年11月に国の研究所がまとめた放射能汚染地域におけるシイタケ原木林の利用再開・再生というプロジェクトを初め、令和3年から福島県において里山・広葉樹林再生プロジェクト等により、新たな知見が発見されているということでございます。具体的には、本県でもやっておりますが、土壤のカリウム量の調査を実施しながら、土壤中のカリウムが多いと樹木の放射線の濃度が低くなる傾向が見られるということでございます。

今後もカリウム量と汚染物質の関係のデータの蓄積を重ねながら、来年度以降も調査を継続し、県南地域の原木林の利用、再生に向けた取り組みを加速させていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木朋和委員 よろしくお願ひしたいと思います。

一つ確認ですけれども、原木シイタケそのものの支援も、今までどおり国の事業として同様の範囲、地域を対象に継続の方針だという理解で、よろしいでしょうか。

○坂田農林水産企画室技術特命参事兼企画課長 これまで岩手県森林組合連合会や県の関係団体が原木の供給などやってきた事業がございます。この事業につきましては、今後も継続して取り組みを続けていくということでございましたので、よろしくお願ひできればと思います。

○畠山茂委員 資料3のいわての学び希望基金の事業の拡大についてお聞きしたいと思います。先ほど、本年の3月31日現在で総額約108億円の寄附があって、基金の活用実績が63億円ぐらいということで、資料の3ページで、拡大する事業の説明を受けました。そこで確認したいのですが、表の下段の内陸部の児童生徒の、新たに基金を拡充の例で、沿岸部を訪問して震災学習をするというのはわかるのですけれども、上段のこころのケアと

教育設備充実、あと教育環境充実、ここにも新たに基金を充当するとあります。例はあるのですけれども、なかなかこれをぱっと見て、イメージが湧かなかつたので、もう少し予定している具体的な事業があればお示ししていただければと思います。

○昆野復興推進課総括課長 こちらのケアにつきましては、現在復興事業の中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの事業を行っております。こういった事業は、今、復興財源が十分に充当されておりますが、今後縮減されないとも限らない状況でありますので、そういう場合にこの基金を活用できる可能性を設けているところでございます。

また、教育設備充実につきましては、水産系学科という例を示しておりますが、まだ県としても対象範囲を具体的に定めているわけではございませんので、今後各部局から要求が上がってきた内容を個別に確認しながら、検討してまいりたいと考えております。

教育環境充実につきましては、内陸部と沿岸部におきましては地理的条件の差から、学びの機会が沿岸部で少ないという状況もございますので、例えば塾の講師を招聘しての講演会や専門家を派遣しての学びの機会を沿岸部でもしっかりと受けられるように対応を考えてまいりたいと思っております。

○岩崎友一委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんには退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、日程2、委員会中間報告についてであります。当職から委員の皆様に御提案を申し上げます。

東日本大震災津波復興特別委員会は、改選前に引き続き令和5年9月に設置され、これまで震災からの復旧・復興等に関する調査を実施してまいりました。震災からの復旧・復興は、依然として県政の重要課題であることから、当委員会は引き続き活動を実施していくこととしておりますが、委員会設置から2年が経過したこともあり、この際当委員会の活動成果等を取りまとめ、10月10日の本会議において中間報告を実施することとしてはいかがかと考えるものであります。

お諮りをいたします。10月10日の本会議において中間報告を実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、中間報告骨子についてであります。中間報告骨子案とこれまでの調査経過を取りまとめた資料を配付しております。資料4-1をごらん願います。中間報告骨子案では、冒頭で現在の復旧・復興の状況と委員会の開催状況を記述し、その後に現状と課題を、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信の四つの柱ごとにま

とめております。そして、委員会意見については、これまでの調査での要望等を踏まえた執行部に対する要請項目を記述しております。また、本日行われました執行部説明における質疑等にかかわるものについては、委員の皆様から御意見があれば当該案に反映することといたしたいと思います。これらも含め、委員の皆様から中間報告案に関しまして、何か御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 特に御意見がないようでございますので、当該案をもとに報告を行うことといたします。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、その他でありますか、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。